

「第4次守口市男女共同参画推進計画（素案）」にかかるパブリックコメント募集要領

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を実現するための basic 理念を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、国と地方公共団体には、基本理念を実現するための、男女共同参画社会を形成する施策を策定・実施する責務があると明記されています。

本市では、平成18年に「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、その後「改定守口市男女共同参画推進計画」（平成23年策定）、「第3次守口市男女共同参画推進計画」（平成28年策定）、「第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）」（令和3年改訂）と計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の取組を進めてきました。平成21年には「守口市男女共同参画推進条例」（令和4年改正）を施行し、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにしています。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、社会経済情勢の変化及び国の法改正に対応するため、「第4次守口市男女共同参画推進計画（素案）」を策定しました。皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。皆様のご意見を是非お寄せいただきますようお願いします。

なお、いただいたご意見は内容ごとに取りまとめた上で公表しますが、内容に関係のないもの等は回答や公表をしないこともありますので、あらかじめご了承ください。

1. 募集期間

令和7年12月26日（金）から 令和8年1月25日（日）まで

※ 郵送の場合は令和8年1月25日（日）の消印有効

2. 提出方法（※住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。）

1 持 参	下記の設置場所に記載の各施設（回収ボックス投函）
2 郵 送	〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所 人権市民相談課
3 F A X	06-6998-3603
4 E - m a i l	jinken@city.moriguchi.lg.jp

3. 設置場所

以下の施設に「第4次守口市男女共同参画推進計画（素案）」、「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

- ・人権市民相談課（市役所5階）
- ・大日サービスコーナー
- ・各コミュニティセンター
- ・守口市民体育館
- ・守口市情報コーナー（市役所2階）
- ・守口市立図書館
- ・守口文化センター

4. 問合せ先

守口市役所 市民生活部 人権市民相談課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所5階

電話番号：06-6992-1512 FAX：06-6998-3603